

平成21年4月8日

各 位

会 社 名：SGインベストメンツ株式会社
代表者名：代表取締役 アンクル サフ

<本件に関する問合せ先>
ゴールドマン・サックス証券株式会社
コーポレート・コミュニケーションズ
(TEL:03-6437-1648)

「株式会社ユー・エス・ジェイ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の 訂正に関するお知らせ

SGインベストメンツ株式会社による株式会社ユー・エス・ジェイの株券等に対する公開買付けに関して、平成21年3月19日付「株式会社ユー・エス・ジェイ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

1. 買付け等の目的

(訂正前)

(前略)

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

(中略)

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、本公開買付けの開始日以降、遅滞なく、複数の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大75,000百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンは、25,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと49,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、

(A) 返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成26年3月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成26年3月の期限一括返済を予定し、また、(B) 金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円TIBORに基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとでは異なる金利条件となる予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け（なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約74,140百万円を調達することを予定しております。）、②対象者の既存の借入金の返済に充当する資金として約31,500百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4)本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております（第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約43,500百万円となる予定です。）。

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件を規定することが予定されてい

ます。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりますが、今後正式の同意が可及的速やかに得られるよう努めていく所存です。

（後略）

（訂正後）

（前略）

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

（中略）

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、平成21年3月31日に、複数の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大 75,000 百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンは、25,500 百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと 49,500 百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A) 返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成 26 年 3 月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成 26 年 3 月の期限一括返済と定められ、また、(B) 金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円 TIBOR に基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとは異なる金利条件が定められています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け（なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約 74,140 百万円を調達することを予定しております。）、②対象者の既存の借入金の返済に充当する資金として約 31,500 百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております（第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約 43,500 百万円となる予定です。）。

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに

加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりましたが、平成21年3月31日、かかる同意を取得しました。

（後略）

以 上

添付資料

平成21年4月8日付「公開買付開始公告の訂正及び訂正届出書の提出に関するお知らせ」

平成21年4月8日

各 位

会 社 名：SGインベストメンツ株式会社
代表者名：代表取締役 アンクル サフ

<本件に関する問合せ先>
ゴールドマン・サックス証券株式会社
コーポレート・コミュニケーションズ
(TEL：03-6437-1648)

公開買付開始公告の訂正及び訂正届出書の提出に関するお知らせ

SGインベストメンツ株式会社による株式会社ユー・エス・ジェイの株券等に対する公開買付けに関して、平成21年3月23日付「公開買付開始公告」及び同日付「公開買付届出書」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、下記の内容のとおり「公開買付開始公告」を訂正するとともに、訂正届出書を提出いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。なお、金融商品取引法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等に変更はございません。

記

「公開買付開始公告」の「1. 公開買付けの目的」及び「公開買付届出書」の「第1 公開買付要項 3. 買付け等の目的」

(訂正前)

(前略)

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

(中略)

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、本公開買付けの開始日以降、遅滞なく、複数の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大75,000百万円を借り入れること(以下「本件買収ローン」といいます。)を予定しております。本件買収ローンは、25,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと49,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A)返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成26年3月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成26年3月の期限一括返済を予定し、また、(B)金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円TIBORに基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとでは異なる金利条件となる予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け(なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約74,140百万円を調達することを予定しております。)、②対象者の既存の借入金返済に充当する資金として約31,500百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4)本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております(第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約43,500百万円となる予定です。)

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件を規定することが予定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、公開買付届出書に添付されたとおりの融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりますが、今後正式の同意が可及的速やかに得られるよう努めていく所存です。

（後略）

（訂正後）

（前略）

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

（中略）

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、平成 21 年 3 月 31 日に、複数の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大 75,000 百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンは、25,500 百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと 49,500 百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A) 返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成 26 年 3 月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成 26 年 3 月の期限一括返済と定められ、また、(B) 金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円 TIBOR に基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとは異なる金利条件が定められています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け（なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約 74,140 百万円を調達することを予定しております。）、②対象者の既存の借入金返済に充当する資金として約 31,500 百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております（第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約 43,500 百万円となる予定です。）。

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シン

ジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、公開買付届出書に添付されたとおりの融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりましたが、平成21年3月31日、かかる同意を取得しました。

（後略）

以 上